

組合員の資格を取得したときは、所属所等を通じて組合員資格取得届出の手続きを行い、「組合員証」（保険証）の交付を受けてください。手続き方法は、所属所等によって異なりますので、以下の該当箇所を確認ください。

組合員の資格取得手続き

1. 府立学校の教職員（府立高等学校、府立支援学校所属の方）、大阪府教育庁の教職員の場合

(1) 総務事務システム（SSC）を利用できる教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

総務事務システム（SSC）において、「各種給付」口座を登録し、「組合員資格取得届出」入力を行ってください。入力方法等は、**任期付職員・臨時的任用職員の場合赤の矢印を、正規職員の場合青の矢印からマニュアルを確認ください。**

(2) 府立学校の非常勤職員（府立高等学校、府立支援学校の方）

支部から所属所あてに
①組合員証・②登録確認通知書（印字有）を送付します。

➡

到着後、①・②の内容を確認ください。
組合員証に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①と併せて提出ください。

※大阪府教育庁の非常勤職員の場合は、2(3)を確認してください。

2. 府立学校以外の教職員の場合

(1) 府費・大阪市費・堺市費負担教職員の新規正規職員の場合（主に市町村の小中学校、大阪市の小中学校・幼稚園、堺市の小中高等学校・幼稚園所属の方。但し、堺市立認定こども園は除く。）

支部から所属所あてに
①組合員証・②資格取得届書（印字有）・
③組合員個人番号報告書・④年金加入期間報告書を送付します。（4月下旬頃発送）

➡

到着後、②・③・④については資格担当まで提出ください。また、①に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①・②・③・④を資格担当まで送付ください。

※ご提出が遅れますと、保険証としての使用や、後述の被扶養者の認定手続きに支障が出ますので、ご注意ください。

(2) 大阪府市町村立学校の非常勤職員（府費）の場合

支部から各市町村教育委員会あてに
①組合員証・②登録確認通知書（印字有）を送付します。



到着後、①・②の内容を確認ください。
組合員証に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①と併せて提出ください。

(3) 上記以外の府費の方（大阪府教育庁の非常勤職員、大阪府市町村立学校の任期付職員・臨時的任用職員）、及び、上記以外の大阪市費・堺市費・大阪公立大学の方（任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員）

支部から所属所あてに
①組合員証・②資格取得届書（印字有）・
③組合員個人番号報告書を送付します。



到着後、②・③については資格担当まで提出
ください。また、①に修正が必要な場合、
②に**朱書き**で修正のうえ、①・②・③を
資格担当まで送付ください。

(4) 市費負担教職員の場合（主に府費小中・大阪市・堺市・大阪公立大学を除く かつ 任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員の方）

各所属所で①組合員資格取得届書を作成し、
②組合員個人番号報告書・③年金加入期間報告
書に**根拠書類（※）**を添え、資格担当宛てに提出
ください。③は任期付職員のみ必要です。



各書類の提出後に処理を進めます。
処理の完了後、所属所宛てに組合員
証を送付します。

(※) 正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写
非常勤職員の場合：任用通知書の写（社会保険適用の有無・通勤時間等の記載が必要です。）

被扶養者の申告について

府費・市費に関わらず、**組合員に被扶養者がいる場合は、組合員の資格取得手続き後に**、被扶養者認定の手続きを行ってください。組合員の資格取得手続きが完了しないと、「被扶養者証」（被扶養者の保険証）を発行することができませんのでご注意ください。

被扶養者の認定手続きの方法（事由の生じた日から30日以内に！）

① 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

被扶養者の要件を満たす場合、
SSCより「被扶養者申告」を
**扶養の事実発生日（婚姻・出生・
組合員の採用等）から30日以内**
に入力ください。

SSCの入力が30日を過ぎると、事実
発生日からの認定ができず、SSCの入
力日からの認定となる場合があります。



SSCの入力とともに、
必要書類を提出ください。

◇書類提出先
府立学校教職員→
学校総務サービス課
大阪府教育庁職員→
総務サービス課



資格担当で審査の後、
被扶養者証を所属所
あてに送付します。



② ①以外の教職員の場合

被扶養者の要件を満たす場合、「被扶養者認定申告書」に必要書類を添えて、**扶養の事実発生日（婚姻・出生・職員の採用等）から30日以内に所属所長が受理し、所属所長受理日より30日以内に資格担当へ提出ください。**

被扶養者の申請が30日を過ぎると、事実発生日に遡って認定ができません。
被扶養者の要件を備えた日から31日以降の所属所受理日となる場合は、所属所受理日が認定日となります。また、所属所受理日から共済組合への提出が31日以降となる場合は共済組合受付日が認定日となります。



資格担当で
審査の後、
被扶養者証を
所属所あてに
送付します。



事実発生日から認定できない場合、認定日までの間に無保険期間が発生することとなり、この間の医療費が全額自己負担となる場合があります。

被扶養者の必要書類については、

HP

公立学校共済組合 大阪支部

検索

→ 手続きナビ内「様式集」

→ 「組合員資格等関係の様式【2】認定書類一覧表」



組合員の異動に関する手続きの方法

1) 大阪支部内で組合員が異動した場合、下記の手続きが必要です。

表1		転出側			
		大阪府費負担職員 (豊能地区を含む)	大阪市費負担職員	堺市費負担教職員 (堺市立認定こども園を除く)	政令市を除く市費負担 及び公立大学法人等の 教職員(堺市立認定こども園を含む)
転入側	大阪府費負担職員 (豊能地区を含む)	×	○※1	○※1	○
	大阪市費負担職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員 (堺市立認定こども園を除く)	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員 (堺市立認定こども園を含む)	○	○	○	●

ア 表1、○印がついている区分の異動の場合、下記の手続きが必要です。

■転入側の所属所

原則、組合員証の番号が変更になります。

【必要書類】 ◎組合員異動報告書、異動前の「組合員証」等(注)

※1 大阪市費・堺市費からの転入で、平成29年3月31日までは大阪府費負担教職員で、組合員証番号の始まりが1～7で始まる番号の組合員証をお持ちの方は、組合員証番号の変更はありません。組合員異動報告書のみ提出してください。

■転出側の所属所

【必要書類】 ◎組合員異動報告書



イ 表1の●がついている異動区分の場合、下記の手続きが必要です。

給与支給機関が異なる異動の場合、組合員証番号が変わることがありますので、資格担当までご連絡ください。

■転入側の所属所

■転出側の所属所

【必要書類】 ◎組合員異動報告書

【必要書類】 ◎組合員異動報告書

ウ 表1、×がついている区分の場合、原則手続きは不要です。

(注) 「組合員証」等とは「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことをいいます。

2) 組合員が資格を喪失した場合、下記の手続きが必要です。下表を参考に、所属所を通じて「組合員証」等(注)を共済組合に返納してください。

必要書類		異動事由	退職 死亡退職	他の共済組合への転出	他府県公立学校 (他支部) への転出
資格関係	◎「組合員異動報告書」		○	○	○
	組合員証等		○		大阪支部 または 転出先の支部へ返却
			◎「資格喪失証明書交付申請書」または◎「任意継続組合員申出書」に添えて、返却してください。		

(注1) ・定年退職から引き続き再任用フルタイム・週20時間以上の再任用短時間勤務となる場合、組合員資格が継続するため、組合員証等の返却は不要です。
 ・また、令和2年4月1日からは、臨時的任用職員で、同一の任命権者による任用が9日以内に再度行われる場合も資格が継続となるため、組合員証等の返却は不要です。
 ・令和4年10月以降、共済加入となった府費の非常勤職員については、退職後から次の任用まで1日でも空白期間が空いた場合、資格は継続しません。そのため、組合員証等の返却が必要です。

(注2) ・組合員の資格喪失後、次の健康保険への加入手続きのため「資格喪失証明書」が必要な場合は◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を添えて提出してください。ご自宅宛てに「資格喪失証明書」を送付いたします。



組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も同時に資格を喪失します。資格喪失後に組合員証等を医療機関等に提示しての診療は受けないようお願いします。誤って使用された場合、後日医療費を返還していただきますのでご注意ください。

◎は共済組合所定の用紙があります。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 手続きナビ「様式集(諸用紙のダウンロード)」
 → 「組合員資格等関係の様式」よりダウンロードしてください。



扶養認定の取消要件に該当していませんか？

資格担当
☎06-6941-3164

被扶養者の認定取消となる事例の一部と手続きの際に必要な書類をお知らせいたします。

令和4年度の資格の確認調査においても、事実発生に遡って取消となる対象者が多数ありました。

収入超過、別居に伴う組合員と生計維持関係がなくなる場合など、次頁の表またはホームページを参考に扶養認定の取消要件に該当していないかご確認ください。



被扶養者の認定取消となる代表的な事例と必要書類

事例	取消年月日	必要書類
就職により、健康保険の被保険者となった	就職日	<ul style="list-style-type: none"> ・加入した保険組合の「健康保険証」(写) (身分証明書、在職証明書は不可) <p>※就職期間の長短にかかわらず、認定を取消します。</p>
アルバイトやパートによる給与収入が超過した (注) [◆]	雇用日 又は 共済組合が超過したと判断した日	<ul style="list-style-type: none"> ・「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」 ・必要に応じて、所得(課税・非課税)証明書 <p>※雇用された時点で年間の収入額が130万円以上(ただし、「障害年金受給者を受給している者」または「60歳以上の被扶養者(令和5年4月改定)」は、年額180万円以上)になることが見込まれる場合は、雇用日をもって認定を取消します。</p>
公的年金等の受給による年金額が超過した(障害年金受給者または60歳以上の被扶養者(令和5年4月改定)は、年額180万円以上) [◆]	年金の「決定(裁定)通知書」又は「年金改定通知書」に示された日付の7日後	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の年金額がわかる通知書の写し (年金の「決定(裁定)通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し) <p>※公的年金(遺族、障害、共済、厚生、国民、恩給、扶助料等)及び個人年金 ※遺族年金・障害年金は非課税ですが恒常的な収入に含まれます。 ※個人年金は公的年金に含まれませんので、年額130万円以上は、取消要件に該当します。(税法上の取り扱いとは異なり、必要経費等を控除することなく、年間の支給額をもって恒常的な所得の額とみなしますので、ご注意ください)。</p>
事業の収入(不動産・株・農業を含む)がある(年間130万円以上) [◆]	確定申告日	<ul style="list-style-type: none"> ・「確定申告書控」の(写) ・「収支内訳書」(写)または「損益計算書」の(写) <p>共済組合が認める必要経費は所得税法上の必要経費の扱いとは異なります。</p>

(注) アルバイトやパート勤務等の短期間被雇用者の場合

月々の所得が認定限度額 108,334円 (130万円 ÷ 12月) を境に変動している場合は、108,334円を超過した月から4か月連続で月収が108,334円を超えたときは、4か月目の初日を取消日として認定を取消します。

ただし、4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、年間の収入額130万円を超えた場合は、超えた月の初日で認定を取消します。

[◆] 地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正により、以下①又は②に該当する者は、年額130万円以上180万円未満の所得がある場合も被扶養者として認定が可能となります。

- ①障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
- ②60歳以上

※改正後は、公的年金を受給されていない60歳以上の方も対象となります。

この改定は令和5年4月1日より適用されます。

被扶養者の認定取消については

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#)

- 大阪支部について「刊行物」
- 「教職員のための共済のしおり」



認定取消後国民健康保険等に加入の場合は、資格喪失証明書の交付依頼を!

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#)

- 手続きナビ内「様式集(諸用紙のダウンロード)」
- 組合員資格等関係の様式【1】内「資格喪失証明書交付申請書」



遡及して認定取消となれば

遡及して認定取消を行った場合、取消日以降の医療費は全額自己負担となります。

共済組合が負担した医療給付金(総医療費のうち、窓口負担した費用を除いた残り7割もしくは、8割分)を全額返還していただきます。手続きが遅れると返還額が高額になる場合もあります。日頃から被扶養者の収入状況を把握し、取消の事実が生じた場合は、速やかに取消手続きを行ってください。

配偶者の場合は、国民年金第3号の資格も喪失しますので、特にご注意ください。

